

- 2面 学校選択制度・区立小学校新1年生の申し込み状況等
- 3面 年末調整等説明会・税の無料相談・税の作品展
- 4面 区営住宅（空き家）入居者募集
- 4面 しんじゅくコールの休止
- 4面 無料健康診査（12月分）

広報しんじゅく



しんじゅくコール
☎ (3209) 9999
(午前8時～午後10時、1/1～3を除く毎日)

発行 新宿区 編集 区政情報課（毎月5・15・25日発行）
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 ☎(3209)1111
ホームページ http://www.city.shinjuku.tokyo.jp/
携帯電話版 http://www.city.shinjuku.tokyo.jp/mobile/index_mobile.html

携帯電話用
二次元コード

「新宿力」で創造する、
やすらぎとにぎわいのまち
平成20年（2008年）

11・5

第1904号

高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画 (素案)がまとめました

区では、公募区民・学識経験者・各種団体選出者・保健医療福祉関係者で構成する「新宿区高齢者保健福祉推進協議会」で、「高齢者保健福祉計画・第3期介護保険事業計画」の見直しを進めています。

今回は、これまでの検討結果として、次期計画（素案）の概要をお知らせし、パブリック・コメント制度（意見公募）・地域説明会により皆さんのご意見を伺って計画を策定します。素案は、地域福祉課・高齢者サービ

ス課・介護保険課（いずれも本庁舎2階）・健康推進課（本庁舎7階）・広聴担当課（本庁舎3階）・区政情報センター（本庁舎1階）・特別出張所・保健センター・区立図書館・地域包括支援センターで閲覧できます。また、新宿区ホームページの地域福祉課のページでもご覧いただけます。

【問合せ】地域福祉課福祉計画係（本庁舎2階）☎ (5273) 3517へ。

計画全体の考え方

新たに次の基本理念・2015年（平成27年）の将来像・5つの基本目標を掲げ、重点的取り組みを定めました。

基本理念

だれもが人として尊重され
ともに支え合う地域社会をめざす

2015年（平成27年）の将来像

- 心身ともに健やかにいきいきとくらせるまち
- だれもが互いに支え合い安心してくらせるまち

基本目標

- 社会参加といきがいづくりを支援します
- 健康づくり・介護予防をすすめます
- いつまでも地域の中でくらせる
自立と安心のためのサービスを充実します
- 尊厳ある暮らしを支援します
- 支え合いのしくみづくりをすすめます

地域説明会においてください

当日直接、会場においでください。お住まいに関係なく、どの会場にも参加できます。車での来場はご遠慮ください。

【日時・会場】下表のとおり

【問合せ】地域福祉課福祉計画係（本庁舎2階）☎ (5273)3517へ。

日 時	会 場
11月10日(月)午後2時～4時	大久保地域センター（大久保2-12-7）
11月13日(木)午後2時～4時	榎町地域センター（早稲田町85）
11月14日(金)午後2時～4時	牛込簗原地域センター（簗原町15）
11月14日(金)午後7時～9時	角筈地域センター（西新宿4-33-7）
11月15日(土)午前10時～12時	新宿清掃事務所（下落合2-1-1）
11月17日(月)午前10時～12時	柏木地域センター（北新宿2-3-7）
11月17日(月)午後7時～9時	若松地域センター（若松町12-6）
11月18日(火)午後2時～4時	落合第二地域センター（中落合4-17-13）
11月19日(水)午前10時～12時	四谷地域センター（内藤町87）
11月19日(水)午後7時～9時	落合第一地域センター（下落合4-6-7）

素案へのご意見をお寄せください

・パブリック・コメント制度



今後、皆さんからいただいたご意見等を参考に、計画の策定を進めます。ご意見には、住所・氏名・年齢のほか、在勤・在学の方は勤務先・学校の名称を記入してください（氏名等の個人情報は公表しません）。

【提出方法】11月25日(火)までに地域福祉課福祉計画係（〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎2階）☎ (5273) 3517・Fax (3209) 9948へ郵送（必着）・ファックスまたはお持ちください。新宿区ホームページでも受け付けます。

重点的取り組み

1. 認知症高齢者支援体制の推進

認知症になっても、本人や家族が地域で安心して生活していくために、これまで重点的に取り組みを進めてきた認知症予防、早期発見・早期対応のしくみづくりに加え、発症後の生活を支援する体制の充実を図ります。

具体的には、相談機能やサービス等の充実、関係機関の連携や地域の支え合いの推進、権利擁護への取り組みなど、総合的に認知症高齢者支援体制を推進していきます。

2. 在宅療養体制の整備

医療制度改革による入院日数の短縮化や療養病床の再編、高齢者人口の増加などで、在宅で長期に療養する方の増加が予測されます。

区民の方が適切な支援を受け、安心して在宅で療養できるように、病院と地域のかかりつけ医、訪問看護ステーション、ケアマネジャー、地域包括支援センターなどの連携を強化するしくみの構築と、人材育成に取り組んでいきます。また、在宅療養についての理解を深めていただく取り組みを推進します。

3. ケアマネジメント機能の強化

高齢者の方が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、高齢者の方を支える地域のネットワークを構築し、保健・医療・福祉のサービスや地域の力など、さまざまな社会資源を結び、多職種協働をマネジメントする機能が重要です。

その中心的な相談機関となる地域包括支援センターの機能を強化することで、地域でのその人らしい生活の継続を支援する「地域における問題解決のシステム」としての地域包括ケア体制を充実していきます。また、介護保険制度におけるケアマネジメントを担うケアマネジャーへの支援にも取り組みます。

介護保険事業計画

介護保険法の規定により、区市町村が3年を1期として、要介護等認定者数・介護保険サービスの利用意向等を基に、サービスの種類ごとの必要見込量や第1号被保険者の介護保険料などを定める計画です。現段階での第4期（21～23年度）の3年間に必要な保険給付費・介護保険料を推計しました。

▶ 第1号被保険者の保険料の見込み

介護保険料は、被保険者が利用する介護サービスの水準を反映した金額になります。

第4期は介護保険サービスの利用量が増えると見込まれ、保険料試算の基となる介護保険給付費総額は、第3期（18～20年度）の約468億円から約514億円に増えると推計されます。

第3期には、約8億8000万円の保険料の余剰が見込まれます。保険料の上昇を抑制するため、全額を第4期に繰り入れて計算した場合、第4期の介護保険料基準額は、現時点で月額4,500円程度になる見込みです。今後、介護報酬の改定が予定されているため、改定内容等が明らかになった時点で再計算し、最終的な保険料を確定します。

▶ 第4期の介護保険料段階

保険料は収入に応じた負担とし、保険料段階は、第3期の10段階から12段階に

変更します。

● 非課税層への対応

第1段階・第2段階の方の保険料は、第3期と同額の2,150円とします。

● 区の特別対策

第3段階のうち、公的年金収入金額と合計所得金額の合計が100万円以下の方の保険料は、第3期と同額の2,150円とします。

● 第4段階の負担軽減

第4段階のうち、公的年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方は、保険料基準額に対する負担割合を1.0倍から0.8倍に軽減します。

● 課税層の所得段階の細分化

新たに、合計所得金額が「125万円未満」「250万円～350万円」の区分を設け、第3期の6区分から8区分に細分化します。また、第9段階～第12段階では負担割合を増やし、負担能力に応じた負担とします。